

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本市では、安曇野市緑の基本計画の計画期間終了を令和8年度に控え、令和9年度以降の次期計画を策定することとしており、現行の計画における課題等を踏まえ、現計画の見直し、施策体系のあり方や各施策の方針の再整理等の支援を委託により行うため、公募型プロポーザルにより具体的な企画提案を受け、優れた企画を有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 委託費上限額 7,689,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
 - ア 令和7年度の上限金額を4,532,000円とし、令和8年度の上限金額を3,157,000円とする。
 - イ 上記金額を上回る額の提案は認めない。

3 参加資格要件等

- (1) 参加資格要件は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
 - ア 単体企業であること。
 - イ 長野県内に本店又は営業所等を有していること。
 - ウ 国、都道府県、市町村等公共機関が発注した本業務と同種の業務（緑の基本計画策定又は改定）について、過去10年以内に完了した実績を有していること。
 - エ 配置予定技術者は技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する正社員とし、兼務は不可とする。
 - オ 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、名簿に登録されていない者であって、7（1）カによる手続を行い参加資格が認められたときはこの限りでない。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - キ 参加申込書等の提出時において、安曇野市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
 - ケ 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (2) 参加申込書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、安曇野市から入札参加停止の措置を受けたときは、入札参加資格を喪失するものとする。

4 スケジュール

内容	日程
参加申込受付開始	令和7年8月22日
応募に関する質問締切	令和7年9月1日
質問の回答	令和7年9月8日
参加申込書受付締切	令和7年9月16日
企画提案書の提出期限	令和7年9月30日
審査委員会の開催（ヒアリング及びプレゼンテーション）	令和7年10月15日
企画提案書の特定、結果通知発送	令和7年10月下旬

- 5 実施要領等の公開 令和7年8月22日から安曇野市ホームページ上で公開する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期間 令和7年8月22日午前9時から同年9月1日午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。また、その旨担当者に電話にて連絡すること。
- (4) 提出先及び問合せ先
安曇野市 都市建設部 都市計画課 公園緑地担当（本庁舎2階14番窓口）
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
TEL 0263-71-2249 FAX 0263-72-3569
E-Mail: toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp
- (5) 回答方法 受け付けた質問及び回答は、安曇野市ホームページに掲載する。
- (6) その他
ア 質問は本要領及び仕様書の内容についてのみとする。
イ 電話又は口頭による質問及び提出期間以外に提出された質問書には回答しない。

7 参加申込

- (1) 提出書類 正本1部（代表者押印のもの）副本9部（正本の写し）
ア 参加申込書・・・（様式2）
イ 参加申込者概要書・・・（様式3）
・記載の実績を証する書類（契約書、資格の証明書等を添付すること。）
ウ 会社概要書（パンフレット等でも可）
エ 誓約書・・・（様式4）
オ 参加申込書等受領書（様式5）

カ 入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類

上記ア～オの提出書類に加え、下記の書類を提出すること。

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・・・1部
写し可、参加申込書提出日から3か月以内に発行のもの
- ・印鑑証明書・・・1部
写し可、参加申込書提出日から3か月以内に発行のもの
- ・使用印鑑届・・・1部

上記印鑑証明書により届出されている印鑑を契約等に使用する場合は提出不要

(2) 提出先 6 (4) に同じ

(3) 提出期間 令和7年8月22日午前9時から同年9月16日午後5時まで（必着）
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送にて提出すること。郵送で提出する場合は、書留郵便等、送達記録が確認できる方法とすること。

イ 提出書類の受領確認のため、参加申込書等受領書を交付する。郵送で提出された場合は、参加申込書記載の所在地に郵送する。

(5) その他

ア 参加申込書等は、全て片面使用とする。用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

イ 提出する際には、正本及び副本それぞれ、上記(1)の項目順にしてホチキス留めをすること。

ウ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届（任意様式）を提出すること。

エ 提出期間以外に提出された参加申込書等は受け付けない。

8 企画提案

参加申込書等を提出した者は、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類 正本1部（代表者押印のもの） 副本9部（正本の写し）
電子媒体（CD又はDVD） 正本1部

ア 企画提案書表紙・・・（様式6）

イ 企画提案書・・・（任意様式）

・安曇野市における緑のまちづくりの現状と課題を整理し、現行の安曇野市緑の基本計画から新たな計画を策定するに当たっての方向性及び検討のポイントとなる事項をその理由と合わせて提案すること。

・安曇野市の課題に対応した、公園の配置及び機能の再編並びに公園の再生・活性化についての考え方を提案すること。

・業務を円滑かつ効果的に進めるための基本的な考え方、工夫、配慮事項等を具体的に提案すること。

・その他の提案があれば具体的に提案すること。

ウ 見積書（見積金額には消費税額及び地方消費税の額を含む。）・・・（任意様式）

(2) 提出先 6 (4) に同じ

- (3) 提出期間 令和7年9月16日午前9時から同月30日午後5時まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- (4) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。郵送で提出する場合は、書留郵便等の送達記録が確認できる方法とすること。
- (5) 留意事項
- ア 企画提案書は、日本産業規格 A4 判で 10 ページ以内とし、原則両面印刷とすること。
また、A3 判は片面 2 ページとして数え、A4 判に折りたたむこと。なお、企画提案書表紙及び見積書は、それぞれ A4 判 1 ページとし、ページ数には含まないものとする。
- イ 提出する際には(1)の項目順にして正本はホチキス留めする。副本は A4 縦長ファイルに綴じること。
- ウ 企画提案書及び副本は、個人及び法人等を特定又は推定できるような記載はしないこと。
- エ 白黒、カラーは問わないものとする。
- オ 提出期間以外に提出された企画提案書は受付けない。
- カ 提出後の訂正及び再提出は認めない。
- キ 企画提案書は、1 者 1 案のみとする。
- ク 本契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)以外の者が提出した企画提案書は、1 部(正本)を除いて返却する。

9 候補者の選定

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、企画提案書並びにヒアリング及びプレゼンテーションの内容について審査し、本業務委託の履行に最も適した者を候補者として選定する。なお、参加者が1者であっても審査を実施する。

(1) ヒアリング及びプレゼンテーション

- ア 開催日 令和7年10月15日 ※詳細は別途通知する。
- イ 実施方法
- ・プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分程度とする。
 - ・出席者は2名以内とし、説明は本業務担当者が行うこと。
 - ・企画提案書のみを使用し、追加資料の使用は認めない。ただし、市で用意した、プロジェクター・接続ケーブル・スクリーンを使用することができる。使用する際は、企画提案書提出時に申し出ること。
 - ・ヒアリング及びプレゼンテーションは、非公開とする。
 - ・個人及び法人等を特定又は推定できるような説明はしないこと。
 - ・実施順は、参加申込書の提出順とする。

(2) 審査方法

- ア 安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第8に基づき審査する。
- イ 評価基準

項目		審査内容	配点
企画提案力	理解度	・ 現行計画の内容や、本市の現状、課題等を十分に理解しているか ・ 求められる内容を適切に理解しているか	20
	実現性	・ 次期基本計画策定の方向性は具体的で有効か	20
	専門性	・ 高度な知見や専門性の高い提案がされているか	20
	独自性・意欲	・ 業務を充実させる有益な独自の提案、意欲があるか	20
説明能力	表現力・説得力	・ プレゼンテーションは簡潔で分かりやすいか ・ 質問に対する応答が迅速かつ明確であるか	10
計			90

ウ 審査の結果、企画提案力の評価点が80点中40点以下であった場合は候補者とししない。

(3) 審査結果

- ア 審査の結果は、プロポーザル審査結果通知書及び審査結果集計表により通知する。
- イ 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けない。
- ウ 審査結果は、安曇野市ホームページ上で公開する。
- エ 候補者に次ぐ評価結果となった者を次点者とする。

10 契約に関する事項

候補者を、本業務委託に係る随意契約の見積書徴取の相手方とし、速やかに契約交渉を行うものとする。ただし、交渉が不調になった場合、候補者が参加資格を満たさなくなった場合又はその他の理由で契約締結が不可能となった場合は、次点者と協議を行い、候補者としてすることができる。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 本要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出期限等が本要領に適合しない場合
- (3) 提出すべき書類に不足があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) ヒアリング及びプレゼンテーションに理由なく遅刻・欠席した場合
- (6) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の金額が委託費上限額を超えていた場合
- (8) その他、失格事項に相当するものと委員会が判断した場合

12 留意事項

- (1) 手続に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 手続に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (3) 提出された関係書類は、必要な範囲において複製することができるものとする。
- (4) 提出された関係書類は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）の規定に従い、開示請求の対象となる。
- (5) 提出書類及び市から提供された書類は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルは候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本要領に定めのない事項については、安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの定めるところによる。

13 担当部署

〒399-8281 安曇野市豊科 6000

安曇野市役所 都市建設部 都市計画課 公園緑地担当（2階 14 番窓口）

課長：山田 係長：内田、白坂 担当：中田

電話番号 0263-71-2249（内線 2542）

e-mail: toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

様式 1

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地
商号又は名称
代表者名

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書等について質問書を提出します。

NO	実施要領又は仕様書の 該当ページ番号	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

※質問は簡潔にまとめること。

記入欄が不足する場合は本様式に準じて追加作成すること。

様式 2

参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地

商号又は名称

代表者名



第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申込みます。

なお、実施要領の参加資格要件等を全て満たし、参加申込書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

担当者連絡先

所属	
(フリガナ) 担当者名	
連絡先	電話
	FAX
	E-Mail

様式3

参加申込者概要書

1 概 要

商号又は名称	
代表者名	
本社所在地	
長野県内の本店又は 営業所等の商号又は 名称及び所在地	
従業員数（全社）	名（令和 年 月現在）
設立年月日	年 月 日

2 事業者の業務実績（令和7年 月時点の主な実績を記載）

発注者名	業務名	業務の概要	履行期間	契約金額 （円）

3 設置担当者について

担当者①

氏名	
役職	
年数	
経歴	
資格	
実績	
その他 特記事項	

担当者②

氏名	
役職	
年数	
経歴	
資格	
実績	
その他 特記事項	

※記入欄が不足する場合は本様式に準じて追加作成すること。

様式 4

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

商号又は名称

代表者名

⑨

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザルの参加申込及び企画提案に当たり、下記のとおり誓います。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成27年安曇野市告示第110号）による入札参加停止を受けていないこと。
- 2 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 公募型プロポーザル方式への参加申込書等の提出、企画提案書の提出及び契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 4 この誓約が虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約に反した場合は、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。

様式 5

参加申込書等受領書

第 2 次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザルに関する参加申込書等を受領いたしました。

令和 年 月 日

提出者 所 在 地

 商号又は名称

受 付 印

様式6

企画提案書表紙

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地
商号又は名称
代表者名

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書を、関係書類を添えて提出します。